

## 太田市手話奉仕員養成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第7号の規定に基づき、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施する手話奉仕員養成事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、太田市とする。

2 市長は、事業を適切に実施できると認める社会福祉法人等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### (事業の内容)

第3条 事業は、次に掲げる講座を開催することにより実施するものとする。

(1) 手話奉仕員養成講座（入門編）

(2) 手話奉仕員養成講座（基礎編）

2 前項各号に掲げる講座（以下「養成講座」という。）は、手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラムについて（平成10年7月24日付け障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）の手話奉仕員養成カリキュラムに基づき実施する。

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に在住し、又は在勤する者であつて、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に理解を有し、手話奉仕員として活動する意思があるものとする。

### (講座の区分)

第5条 対象者が受講することのできる養成講座は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 手話奉仕員養成講座（入門編）を修了していない対象者 手話奉仕員養成講座（入門編）

(2) 手話奉仕員養成講座（入門編）を修了し、かつ、手話奉仕員養成講座（基礎編）を修了していない対象者 手話奉仕員養成講座（基礎編）

### (受講費用)

第6条 養成講座の受講費用は、原則として無料とする。ただし、テキスト代に係る実費相当分については、受講者が負担するものとする。

### (受講の申込み)

第7条 養成講座の受講を希望する事業の対象者は、市長が別に定めるところにより、その申込をするものとする。

(受講の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、審査の上、速やかに受講の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第9条 市長は、養成講座を修了した者に対して、修了証書を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。